

流量制御弁事件判決について

知的財産事例研究会
弁護士 山崎 道雄

—東京地方裁判所平成26年12月18日判決（平成24年(ワ)第31523号）—

第1 はじめに

本件は、発明の名称を「流量制御弁」とする特許権（特許登録番号：第4100693号、登録年月日：平成20年3月28日。以下「本件特許権」という。）を有する原告X1及び専用実施権の設定を受けた原告X2が、被告Y1（会社）、被告Y2（会社）、被告Y3（Y1の代表者）及び被告Y4（Y2の代表者）に対し、

- ① Y1及びY2による被告製品の製造販売が本件特許権を侵害するとして、その製造販売の差止、廃棄、損害賠償請求、
- ② Yらにおいて、被告製品の製造販売が本件特許権の侵害に当たる旨をXらが取引先に対して警告、通知した行為を捉えて誹謗中傷行為であると第三者に告知した行為につき、営業誹謗行為（不正競争防止法2条1項14号）に該当するとして損害賠償請求を求めた訴訟である。

本判決は、特許権侵害及び不正競争行為該当性を認めて、Xらの請求を一部認容したが、①の請求では実務上しばしば問題となる均等侵害の成否（うち第3要件）が、②の請求では特許権者Xらによる取引先への警告に対してYらが防御手段として行った告知（取引先に対する警告への対抗事例）の「虚偽の事実」該当性がそれぞれ争点となっており、事例として参考になるものと思われる¹。

1 なお、本件の争点としては、上記のほか、被告製品の構成、特許権侵害や不正競争行為をした法人の代表者の責任、損害額、権利濫用の抗弁の成否等がある。また、本件特許権は、Y1が設定登録を得た後、A社（後に破産）に移転登録され、その後にX1に移転登録されたという経緯があり、Xら、Y1及びA社の破産管財人の中で、特許権の帰属を巡る関連訴訟（東京地方裁判所平成24年(ワ)第7971号、秋田地方裁判所平成25年(ワ)第130号、秋田地裁平成26年(ワ)第36号）がある。